

日経指数の不服処理に係る方針書

2019年1月31日
株式会社 日本経済新聞社

1 目的

この方針書は、日本経済新聞社（日経）が公表する「日経指数の運営に係る基本方針書」第8項「利害関係者との協議」のうち、不服への対応方針および手順を定めることを目的とする。

2 不服の定義

本書に定める方法によって、日経との間で指数利用許諾契約を締結した者（以下「利用者」という）から日経に寄せられた指数算出に関する不服をいう。

3 申し立てる方法

利用者による不服の申し立ては、日経指数公式サイトの間い合わせフォームで受け付ける。利用者が、不服を申し立てる場合には、以下の情報を提供する。

- ① 申し立て者の氏名、社名、メールアドレス、電話番号等の連絡先
- ② 申し立て者が利用者であることを示す書面
- ③ 対象となる指数名、不服の内容、不服の内容を示す証左

4 不服の処理

- ① 日経は、申し立てられた不服について、真摯に受け止め、不服を受領した旨、及び回答に要する期間の見積もりについて、速やかに返答する。
- ② ただし、以下の場合は回答が遅延する、あるいは、回答しない場合がある。
 - i. 上記3に定める情報が十分に提供されない場合
 - ii. その内容が社会通念上、不相当と判断される場合

5 記録の保存

不服処理に関する記録は、最低5年保持するものとする。

6 本書の変更

本書の内容は社内規則に則り、予告なく変更することがある。変更した場合には、速やかに日経指数公式サイトで公表する。

以上